

鹿部中学校 いじめ防止基本方針

I いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒にいじめは決して行ってはいけないことを大原則とする。軽々と「いじめは無かった」「学校に責任はない」という判断や対応は厳に慎み、他の生徒に対して行われるいじめについて、認識しながらこれを放置することが決してないよう真摯に対応を進める。及び、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒理解を深めることを旨とし、学校として、全教職員が日常からのいじめの防止、早期発見、早期対応、解決のための対策を行う。

いじめの禁止

生徒は、いじめを行ってはならない。

いじめは、絶対に許されない行為である。

学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者と連携を図り、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むと共に、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、その再発防止に努める。

いじめとは

『いじめ』とは、『当該児童生徒が、在籍する学校において、一定の人間関係にある他の児童生徒により、心理的又は物理的な影響を与える行為（情報機器を通じた事案含む）、その他様々な形での被害を受けたことにより、心身の苦痛を感じているもの』とする。

いじめの行為については、

- ・単独または複数による、精神的に危害を加える意図での直接的な言動や行動によるもの。
- ・情報機器による個人情報の流出や個人の尊厳の侵害によるもの。いじめ問題として、近年重要課題として挙げられ、社会的な責任問題に発展する深刻な事案である。

なお、行為自体の軽重で判断することは慎み、被害者の心身の状態を最優先に考慮すべきである。

また起こった場所は学校の内外を問わない。『いじめ事案』に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

いじめの基本認識

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こりえるものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは、特に近年の情報化社会の中発見が難しく、日々の生徒の見とりが非常に重要である。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は厳に慎むべきである。
- ⑤ いじめはその行為の様態により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の毅然とした指導のあり方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりがあり、より学校と家庭との連携が必要となる。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会の三者が共通理解を深め、連携して取り組むべき問題である。

II いじめの防止等のための対策の基本的事項

(1) 基本施策

ア 学校におけるいじめ未然防止

- (ア) 学校の重点目標の1つとして弱いもの、いじめや卑怯な振る舞いをしない、見過ごさないことをあげ、組織的に取り組む。
- (イ) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心通う対人交流能力の素地を養うため、学校全体の教育活動を通じた道徳教育及び人権教育、体験活動の充実を図る。(縦割りグループ活動や生徒会活動の充実)
- (ウ) 保護者並びに地域住民その他関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う生徒会活動に対する支援を行う。(各種学校行事：体育祭・海嶺祭・マラソン大会・球技大会など)
- (エ) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための学習、その他必要な処置として、道徳、国語、学級活動等の時間を利用し、いじめを根絶する啓発の取り組みを実施する。

イ いじめの早期発見のための措置

(ア) ふれあい活動

教職員は、日頃から始業前、昼休み、放課後等を活用し生徒とのふれあい活動を行い、些細な言動から、置かれた状況や精神状況を推し量り、教師間の情報共有を土台として、いじめの早期発見に努める。

(イ) いじめ調査

いじめを早期発見するために、在籍する生徒に対して危機的な調査を次のとおり実施する。

- ①いじめについてのアンケート調査 年2回
- ②教育相談アンケート調査 年1回(7月)

(ウ) いじめ相談体制

生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。

- ①随時相談窓口の設置 学級担任、教科担当、部活動担当者、養護教諭は生徒及び保護者からのいじめに係る相談をいかなる時も受け入れる。
- ②定期 教育相談窓口の設置 年1回(7月)

(エ) いじめ防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止や事例研修等に関する職員の資質向上を図る。

ウ 「情報モラル教育」の推進

生徒及び保護者が、近年の急速な情報機器の発展に伴う、様々な問題や課題に適応していくための情報教育を年間通じて推進していく。特に、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他、インターネットを通じて送受信される情報の特性を踏まえ、情報機器を通じて発生するいじめ事例を未然に防止及び効果的に対処するために、生徒の自治的活動や教師や外部講師からの啓発活動を、学校全体で推進していく。

(2) いじめ防止等に関する措置

ア 日常のいじめ実態把握のための仕組みの確立

- ①月に1回学年部会を開催し、学年の生徒の様子について情報を交流する。
- ②定例の生徒指導部会において、各学年部会における生徒の様子の情報を集約し、いじめの予防と早期発見、早期解決の方策を確認する。

イ いじめ対策のための組織「支援委員会（いじめ対策パート）」の機能整備

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「支援委員会（いじめ対策パート）」を設置する。

<構成員>

校長、教頭、生徒指導主事、特別支援コーディネーター 当該学年教諭、養護教諭（鹿部町教育委員会）

<活 動>

- ①いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ②いじめ防止に関すること
- ③いじめ事案に関する対応に関すること
- ④いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する生徒理解を深めること。

<開 催>

定期的に「支援委員会」を開き、いじめ事案の発生時は緊急開催とする。

ウ いじめに対する措置

- (ア) いじめに係る相談を受けたときは、速やかに事実の有無の確認を行う。
- (イ) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (ウ) いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けるための必要があると認められるときは、保護者と連携をとりながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (エ) いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの時間に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (エ) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、次の対処を行う。

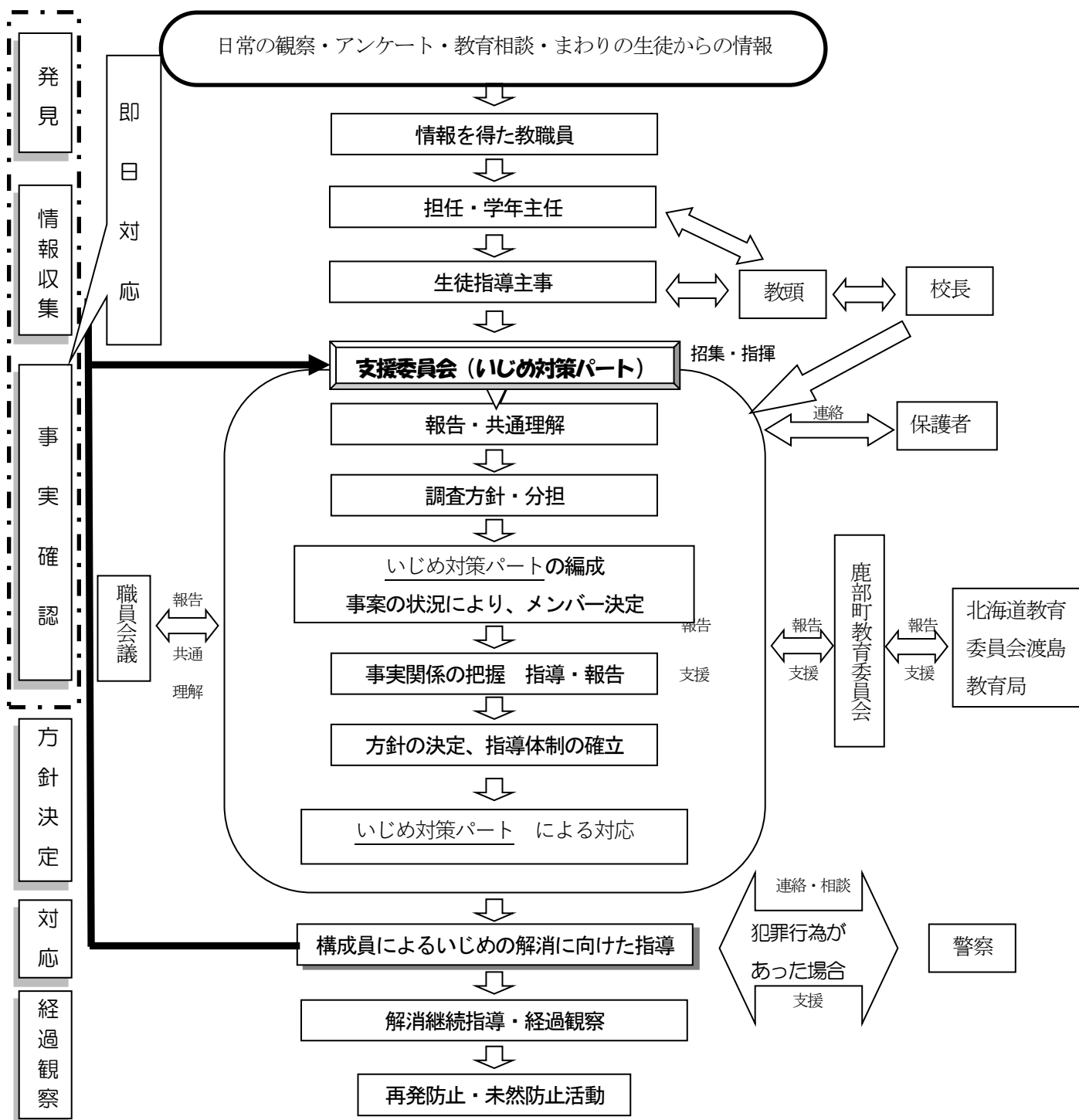
- ア 重大事案が発症した旨を鹿部町教育委員会に速やかに報告する。
- イ 鹿部町教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- エ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(4) 検 証

いじめの事態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取り組みを評価・検証する。

- ・いじめの早期発見に関する取り組みについて
- ・発生したいじめの実態把握と措置について
- ・いじめの再発を防止するための取り組みについて

(5) いじめ発生時の対応



◎いじめの事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。

◎迅速な対応を心がけ、いじめの情報が入ってから学校の方針決定までを、いじめの情報を得たその日に対応することを基本とする。ただし、重篤な場合は、把握した状況に応じて十分に検討し慎重に対応する。

【 生命または身体の安全が脅かされるような重大な事案が発生した場合 】

●事案によっては、学年の及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し文書配付や緊急保護者説明会の開催を実施する。マスコミ対応が生じた場合は窓口を一本化し、誠実な対応に努める。